

別表第十六その八（第八十六条の十五関係）

第

号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

〔法人については、その
名称〕

第103条第1項本文

第103条第1項ただし書

第103条第2項

自衛隊法（昭和29年法律第165号）

第103条第3項

の規定に基づく公用令書（第

第103条第4項

第103条の2第1項

第103条の2第2項

号（第 号（ 年 月 日）に係る処分を次のとおり取り消したので、自衛隊法
施行令（昭和29年政令第179号）第135条の規定により、これを交付する。

年 月 日

処 分 者

印

取り消した処分の内容	
備 考	

備考：用紙は、日本産業規格A列4番とする。